

進行性核上性麻痺(PSP)・大脳皮質基底核変性症(CBD) と診断されたら・・・

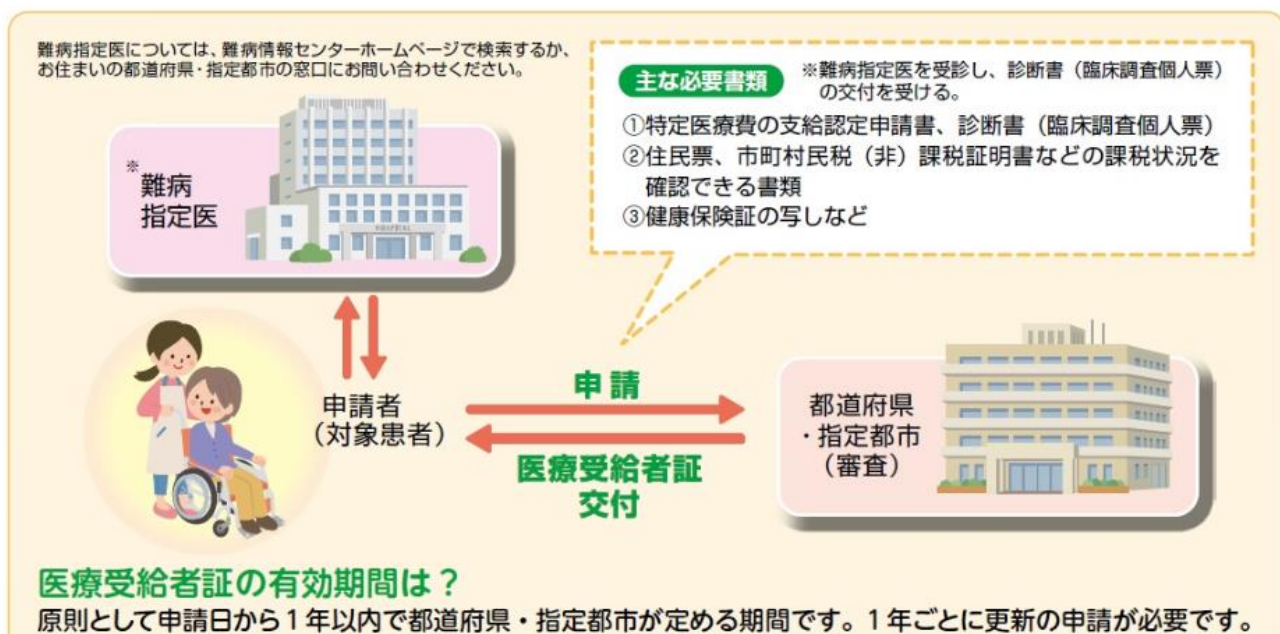
～介護・医療保険等申請手続き参考資料～

進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症と診断されると、医療費の助成や介護サービス等、様々な公的支援制度が利用できます。病気の進行度やお住まいの自治体によって異なる場合がありますので、市区町村の窓口や保健所、地域包括支援センター（65歳以上）、かかりつけの医療機関等でご相談ください。

特定医療費(難病の医療費助成)受給

長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。

申請から医療費受給者証交付の流れ



※ 上図は難病情報センターHPに掲載のものです

<https://www.nanbyou.or.jp/>

HOME ⇒ 各種制度・サービス概要 ⇒ 指定難病患者への医療費助成制度のご案内



※ 都道府県・指定都市別「難病指定医」一覧はこちら



【注意】指定難病の医療費の給付を受けることができるのは、原則として指定医療機関で行われた医療に限られます。指定医療機関とは、都道府県・指定都市から指定を受けた病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションです。

介護保険

介護保険制度は、介護の必要度合いに応じて保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度です。

申請から介護認定の流れ

1. 要介護認定の申請をします。(市区町村の介護保険担当窓口)

対象者：65歳以上の人(第1号被保険者)

→ 寝たきりや認知症などにより介護を必要とする状態(要介護状態)になったり家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合。

40歳～65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

→ 特定疾病により、要介護状態や要支援状態になった場合。

2. 認定調査・主治医意見書

認定調査員による心身の状況調査及び主治医意見書に基づきコンピュータ判定

3. 介護認定審査会 → 要介護度の認定 2.の結果、主治医意見書等に基づき審査判定

4. 介護保険被保険者証と認定通知書の交付

要介護度区分=要介護5、4、3、2、1 要支援2、1 非該当

5. サービス利用の相談は

要介護1～5の方：居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)

要支援1～2の方：地域包括支援センター

厚生労働省のHP ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 福祉・介護
⇒ 介護・高齢者福祉 ⇒ 介護保険制度の概要



身体障害者手帳の交付

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのサービスを受けることができます。

申請から手帳交付の流れ

1. 身体障害者手帳の申請をします。(近くの福祉事務所又は市役所)

都道府県知事・指定都市市長又は中核市市長が指定する医師の診断書・意見書を担当窓口へ提出する

2. 助成内容

医療費、補装具、リフォーム費用の助成、車いすや補聴器などの補装具の助成、所得税・住民税・自動車税などの軽減、特定の公共料金割引サービス

3. 原則更新なし

厚生労働省のHP ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 福祉・介護
⇒ 障害者福祉 ⇒ 障害者手帳



一般社団法人

PSP * CBD のぞみの会 (2022年6月現在) 第1版